

保険料の納付が困難な場合は免除制度を利用しましょう

平成22年度の
国民年金保険料は
月額 15,100円

第1号被保険者の 免除制度

学生納付特例制度

生活が苦しいなどの理由から保険料の納付が困難な場合、申請をし承認されると保険料が免除されます。(左表)

審査は申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定されるほか、失業した場合などの理由でも免除

この制度は申請をし承認されると、20歳以上の学生については、国民年金の保険料納付が卒業まで猶予されるといふものです(ただし、毎年度申請が必要です)。

学生納付特例を受けるには、大学や短大専修学校など各種

学校に在学する学生で、学生本人の前年の所得が一定額以下であることが条件です。



若年者納付猶予制度

この制度は申請をし承認されると、20歳代の第1号被保険者については、保険料の納付が猶予されるというものです。



若年者納付猶予を受けるには本人とその配偶者の所得が一定以下であることが条件です。

学生納付特例・若年者納付猶予を受けている方へ

学生納付特例や若年者納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための資格期間には含まれますが、受け取る年金額の計算には算入されません。10年以内ならば追納することができまますので、ゆとりができたなら追納しましょう。

また、学生納付特例や若年

者納付猶予を受けている期間に事故や病気でしうがいが残ってしまった場合、障害基礎年金を受給することができませんが、申請をせずに放置しておくとおく申請できなくなりまますので必ず申請するようにしましょう。

申請手続きに必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- 印鑑
- 他の市区町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの(所得証明書等)
- 学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証
- 失業などを理由にする場合は「雇用保険受給資格証」、「離職票」など

手続き窓口・問合せ

住民生活課(早来庁舎)
住民総合相談室(追分庁舎)

☎22940
☎252425

	1 — 4 免除	半額免除	3 — 4 免除	全額免除
国民年金の受給期間	算入されます。			
老齢基礎年金を受けるとき	(注4) 年金額に8分の7が反映	(注3) 年金額に4分の3が反映	(注2) 年金額に8分の5が反映	(注1) 年金額に2分の1が反映
障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料納付済期間と同じ扱いです。			
追納期間	※免除、納付猶予、納付特例期間の保険料を追納する場合、3年目から当時の保険料に加算が付きまます。 10年以内			
※「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を受けた場合、残りの保険料(納付すべき保険料)を納付しないと未納期間となり、その期間分は追納できません。 ※連帯して保険料の納付義務がある世帯主または配偶者のいずれかが免除の要件に該当しない場合は、当該被保険者については免除されません。 ※学生の場合は、納付特例の規定が優先し、免除申請を受けることはできません。 ※(注1)平成20年度分までは「2分の1」、(注2)平成20年度分までは「3分の1」、(注3)平成20年度分までは「3分の2」、(注4)平成20年度分までは「6分の5」。				